



成迫社会保険労務士法人
〒390-0817 長野県松本市巾上9-9
TEL0263-33-2223/FAX0263-33-2299

株式会社 経理代行
〒390-0816 長野県松本市中条 2-20
TEL0263-38-7300/FAX0263-38-7301

従業員から「妊娠報告」を受けた時 ～事業所の対応は大丈夫でしょうか？～

平成 27 年度に全国の労働局に寄せられた相談件数を厚生労働省がまとめたところ、妊娠や出産・育児に関連して不当な扱いを受けたとするマタニティーハラスメント（以下「マタハラ」）の相談件数が、過去最多の 4 千件超となったようです。「法律・制度を知らなかった」「支援制度がない、又は運用できていない」という理由が、職場において「マタハラ」を引き起こすことにもなります。昨年には「妊娠による降格は原則禁止」という判断を最高裁が示し、慰謝料含め約 175 万円の賠償を事業所に命ずる判決が出ています。まずは法律をご理解いただき、事業所での対応をご検討いただければと思います。

妊産婦の労働に関するチェックリスト

妊娠や出産・育児について定められている法律について基本部分をまとめています。労働基準法には妊産婦の労働について規制があり、育児介護休業法は育児休業に関する取扱いが細かく定められています。以下のチェック項目で事業所の現状をご確認ください。確認事項が現状できていれば○を記載いただき、○がつかない、もしくは不安がある場合はご相談ください。



時期	確認事項	チェック
出産前	妊産婦から請求があった場合は時間外労働・休日労働・深夜業を制限している	
	妊婦から請求があった場合は軽易業務への転換を検討・配置している	
	妊産婦のための健診を受診する時間を確保している	
産前産後休業	産前 6 週間は従業員の請求により休業させている	
	産後 8 週間（医師の認可があれば 6 週間）は就労させていない	
	妊娠・出産、産休申出・取得を理由とする不利益扱いはしていない	
育児休業	1 歳未満の子を養育する従業員には、男女を問わず希望する期間子どもを養育ための休業を認めている	
	育休申出・取得を理由とする不利益取扱はしていない	
職場復帰	生後 1 年に達しない子を育てる女性は 1 日 2 回、各々少なくとも 30 分の育児時間をさせている	
	3 歳未満の子を養育する従業員に対して短時間勤務制度（1 日 6 時間）がある	
	小学校入学前の子を養育する一定の従業員から請求された場合、1 ヶ月 24 時間、1 年 150 時間を超える時間外労働及び深夜業はさせていない	
	小学校入学前の子を養育する従業員から請求された場合、1 年度に 5 日（2 人以上の場合は 10 日）看護休暇を取得できる	



平成 29 年 1 月 1 日から育児・介護休業法が改正されます。育児休業や介護休業が取得しにくい方に取得を促進するように改正されます。これまで妊娠すると辞めることが通例になっていた事業所もあります。本人が退職を希望していない場合は、人材の確保という方向転換も必要です。時間をかけて教育して事業所の力になってきた従業員が、長く働き続けられるような制度を構築することは今後労務管理としては重要事項になります。

助成金もあります！

制度の構築ために助成金を利用することも一考です。現在育児休業に関する助成金としては、下記の 3 つ助成金があります。

育児休業に関する助成金

両立支援助成金

- ・ 育児復帰プランコース… 育児休業させて **30 万円**、職場復帰して **30 万円**
- ・ 代替要員確保コース…… 育児休業取得者の代替要員を確保して、取得者が現職復帰した場合 **50 万円**

出生時両立支援助成金… 男性従業員が子の出生後 8 週間以内に連続 5 日以上育児休業取得した場合 **60 万円**

助成金は制度を整えて様々な要件を満たす必要があります。助成金を利用しながら雇用環境の見直しをしていただけたらと思います。従業員が辞めない、従業員が力を発揮できる職場づくりの一環として従業員の妊娠や出産、育児についてご検討ください。

産前産後休業・育児休業中の社会保険と税金

産前産後休業中や育児休業中は、会社・従業員ともに、社会保険料の免除を受けることができます。雇用保険・所得税は給与の支給がある場合、金額に応じて控除しなければなりません。



		42 日間 産前	出産	56 日間 産後休業	子が 1 歳に達するまで 育児休業	延長 3 歳まで 育児休業延長	必要な手続き
健康保険 厚生年金 ※	支給 0 円でも 免除にならない	免除 (休業した日～復帰した日の翌日の月)				免除 (要再申請)	・ 産前産後休業 取得者申出書 ・ 育児休業取得 者申出書
雇用保険	金額に応じて給与から控除する						-
所得税	金額に応じて給与から控除する						-
住民税	特別徴収の場合、給与から控除する 又は 普通徴収に切り替えて本人が支払う						市町村へ届出

※ 医師国保、歯科医師国保は免除になりません

医師国保、歯科医師国保、引き続き特別徴収する住民税は給与から控除しなければならないので、産休に入る前に従業員と精算方法を確認しましょう。手続きが必要なものもありますので、これを機会に確認してみてください。